

広島県附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第七号

##### 広島県附属機関設置条例の一部を改正する条例

広島県附属機関設置条例（平成二十六年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表中広島県歯科技工士国家試験委員会の項を削る。

##### 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。